

令和7年度 事業計画

(活動方針)

近年、情報通信社会の急速な進展、人口減少、少子高齢化、雇用環境の変化などの社会構造の変容、人々の価値観やライフスタイルの変化、さらに人間関係の希薄化等を背景に、子ども・若者に社会的孤立や望まない孤独が広がり、生きづらさが深刻化していると言われている。

BBSは、このような現代的課題に向き合い、新「BBS運動基本原則」（令和5年5月20日改定）において、BBS運動の目的を「子ども・若者が非行に陥っても立ち直ることができ、生きづらさを抱えながらも安全で安心して生きていける明るい社会の実現」とするとともに、対象を「非行少年や社会不適応少年」から「生きづらさを抱える子ども・若者」と幅広く捉え直したことを踏まえ、BBS活動の基本的な柱である「ともだち活動」及び「健全育成活動」の積極的推進、広報及び研修活動の充実に取り組んできた。

今年度は、さらに、本運動が子ども・若者の世代と近い立場にある青年が中心となり推進されるものであるとの原点に立ち返り、学生を含む青年のBBS会員が自らの問題意識や関心に基づき生き生きと活動し、組織の運営を主体的に担っていけるよう支援し、本運動の拡充と更なる活性化を図る。さらに、令和9年BBSが運動発足80周年を迎えることを視野に、子ども・若者一人ひとりをかけがえのない存在・人として尊重し、同じ目の高さで共に考え、学び合うBBSの理念について、国内外への広報啓発を推進するとともに、BBSの組織・財政基盤の強化のため必要な取り組みを行っていく。

これらにより、我々は、誰一人取り残されることなく、人と人が支え合い、子どもの笑顔あふれるやさしい社会の実現に向けて、地区会、都府県連盟（北海道にあっては札幌、函館、旭川、釧路の4連盟）、地方連盟及び本連盟の各々の組織基盤と相互連携の強化を図りつつ、BBS運動の一層の充実と発展を力強く推進するため、本年度は以下のとおり事業を行うものとする。

(事業計画)

第1 BBS運動の推進に関する企画及び支援

以下の項目について、本連盟事務局に委員会機能を設けるなどして重点的に推進する。

1 組織運営の強化

- (1) 活動が休止状態にある地区BBS会（学域BBS会を含む）について、地方連盟や都府県連盟がその実態を把握し、活動再開のための方策を講じることを支援する。
- (2) 学生会員が、大学卒業後も円滑に活動に取り組めるよう、学域BBS会を含むBBS組織間の情報交流を促進する方策を検討、実施する。

(3) 学生を含む青年会員の自由な発想、主体性を尊重し、若者、学生の声が、組織の運営や活動により反映される環境を整える。

(4) 地方連盟や都府県連盟の参考に資する、組織運営に係る指針（ガイドライン）を策定する。

3 人材育成

子どもや若者の育成に係る事業を通して、リーダー養成等の人材育成を図る。

4 ともだち活動の推進

非行のある少年など生きづらさ抱える子ども・若者と「ともだち」となることを通して、彼らの自立を支援する新しいともだち活動を促進する取組を進める。

5 健全育成活動の活性化

地域の様々な課題に鋭敏な感覚を持ち、活動方法、対象、連携先等の多様化を図ることにより、子ども・若者に広く働きかける活動を活性化させる取組を進める。

6 広報の強化

ホームページ、機関紙及びSNS等の各種メディアの効果的な活用や広報資料の作成等により、国内外への広報を積極的に推進する。

7 国際協力の推進

「国際更生保護ボランティアの日（2024.4.17 第2回世界保護司会議において採択）」の制定を踏まえ、国際機関及び法務省と連携し、更生保護ボランティアの活動の充実及び発展に向けた国際協力を推進する。

8 BBS運動発足80周年事業企画委員会の設置

BBS運動発足80周年事業企画委員会を設置し、80周年（令和9年）に向けた行動計画を策定するとともに記念事業の方向性について協議を開始する。

第2 BBS運動の推進のための研修・研究等

1 全国研修

(1) 法務省との共催により、令和7年9月27日（土）・28日（日）、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、第66回BBS会員中央研修会を実施する。

(2) 地方連盟及び都府県連盟の協力を得て、学生等BBS会員で構成する実行委員会による企画・運営方式により、第12回学生BBS会員全国研修会を実施する。

2 各地方研修

(1) 地方更生保護委員会及び保護観察所が実施するBBS会新会員研修、スキルアップ研修及び三者連携研修に協力する。

(2) 地方連盟の大会や研修会に対する役員の派遣のほか、必要に応じて講師の紹介等を行う。

3 研究及び自己研鑽

- (1) BBS運動の発展に資する研究を推奨、支援する。
- (2) 日本更生保護学会や関係機関・団体が行う研修等への会員の参加を推奨するなどして、自己研鑽の取組を支援する。
- (3) 内閣府の国際交流事業を始めとする青少年育成や国際交流のための各事業への参加を推奨する。

第3 本連盟と同じ目的の青少年育成関係団体・機関等との連絡調整

- 1 「更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言」(平成26年)に基づき、保護司会や更生保護女性会との三者連携による協働事業の企画、運営を行う。また、更生保護施設その他更生保護団体との連携を促進する。
- 2 「「広がりボランティアの輪」連絡会議」など青少年の健全育成等を目的とする関係諸団体との連携を図る。
- 3 孤独・孤立対策官民支援プラットフォームに参加し、他の参加団体とともに活動情報の共有や協働した活動などの連携を深める。

第4 本連盟と同じ目的の外国の青少年育成関係団体・機関との連絡

海外の青少年育成関係諸団体との交流を促進する。

第5 BBS運動の広報

- 1 広報の強化に係る委員会での検討に基づき、ホームページ、その他各種広報メディアを用いて積極的かつ適切な広報に努める。
- 2 「更生保護」誌の「BBS通信」「現場からのレポート」「読みもの」のコーナーなどへの会員の投稿により、更生保護関係者にBBS運動の周知を図る。
- 3 全国の大学等にBBS運動を広報するとともに、学域BBS会顧問の教員その他の大学等関係者との連携を図り、協力や支援を求める。
- 4 第75回“社会を明るくする運動”の中央行事及び全国で展開される同運動の各種事業に参画する。

第6 BBS運動の会員及びBBS運動団体の顕彰(表彰)

法務省が行う法務大臣感謝状贈呈に参画するとともに、BBS運動において功労のあった個人会員及び団体に対し、本連盟会長表彰及び同特別賞により適切に表彰を行う。

第7 非行のある少年など生きづらさ抱える子ども・若者と「ともだち」となることを通して、彼らの自立を支援する活動の積極的な推進

ともだち活動の積極的な推進のため、ＢＢＳ会員及び地区会を支援するとともに、保護局とともに、関係機関・団体に対して、同活動についての周知を図る。

第８ 善良な社会の一員としての意識の涵養及び規範意識の向上に資する地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動の積極的な推進

全国の保護観察所で行う社会貢献活動に協力する。

第９ その他、本連盟定款第３条の目的を達成するために必要と認める事業

財政基盤の安定化、組織規程の整備及び正会員・賛助会員の増加を目指す取組のほか、本連盟の事業目的を達成するために必要と認められる事業を実施する。